

令和 4 年度
埼玉県在宅医療提供体制充実支援事業補助金
交付要綱

埼玉県保健医療部

埼玉県在宅医療提供体制充実支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制や人生の最終段階における医療・ケアの提供体制を構築するため、地域の在宅医療提供体制の充実に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める「埼玉県在宅医療提供体制充実支援事業実施要領」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、一般社団法人埼玉県医師会及び埼玉県内の郡市医師会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な経費のうち、同表第3欄に定める経費とし、補助率は同表第4欄に定めるものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる経費の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に係る收支予算
 - (2) その他参考となる資料

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため
変更交付申請を行う場合には、第5条及び第6条に準じた手続により行うもの
とする。

なお、第6条第1項に定める申請書の様式は、様式第6号によるものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業の内容のうち、次の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 交付申請書添付の事業計画書において掲げる各事業（以下「単位事業」
という。）のうち、実施を計画していた単位事業を行わない。
 - イ 単位事業のうち、実施を計画していなかった単位事業を実施する。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機
械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過す
るまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、
譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ
の収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後にお
いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を
図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明ら
かにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当
該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた
場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておか
なければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入
控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第
5号により速やかに知事に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕
入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けては
ならない。
- (10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の
交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意
したものとする。

(交付決定通知書の様式)

第 9 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

2 第 7 条による変更交付申請に対する変更交付決定通知書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第 10 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払いができるものとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 12 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後 30 日以内又は補助金申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

- (1) 経費精算額調書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 当該事業に係る収支決算書又はその案
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第 13 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかるわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第 205 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

(雑則)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な

事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度まで適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日まで適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 在宅緩和ケア地域連携構築事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。

別表（第4条・第5条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア 人生の最終段階における医療・ケアを担う人材育成に要する経費	230 千円	事業の実施に必要な給与、報酬、共済費・社会保険料、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、図書購入費、修繕料。食糧費は除く）、役務費（手数料等）、使用料及び賃借料、備品購入費（1個又は1組の購入単価が5万円以上のものに限り、要する費用の2分の1を上限とする。）、委託料、負担金及び補助金	10 分の 10
イ 患者本人の意思決定を支援するための情報提供、普及啓発に要する経費	(ア) 事前意思表明書作成 1,886 千円	事業の実施に必要な給与、報酬、共済費・社会保険料、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費。光熱水費、修繕料及び食糧費は除く）、役務費（手数料等）。	
	(イ) 普及啓発講師登録等費用 270 千円 ①登録講師は、原則医師とする。 登録料は、登録医師1人につき 30 千円とし、1回以上の講演を必須とする。 ②講師登録及び派遣調整等に要する経費は180 千円を上限とする。	事業の実施に必要な給与、報酬、共済費・社会保険料、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、図書購入費、修繕料。食糧費は除く）、役務費（手数料等）、使用料及び賃借料、備品購入費（1個又は1組の購入単価が5万円以上のものに限り、要する費用の2分の1を上限とする。）、委託料、負担金及び補助金	

		金	
ウ 在宅緩和 ケア地域連携 構築事業に要 する経費	295 千円	事業の実施に必要な 給与、報酬、共済費・ 社会保険料、報償費、 賃金、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本 費、光熱水費、図書購 入費、修繕料。食糧費 は除く)、役務費(手数 料等)、使用料及び賃借 料、備品購入費(1個 又は1組の購入単価が 5万円以上のものに限 り、要する費用の2分 の1を上限とする。)、 委託料、負担金及び補 助金	

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。